

第 4 編 町民生活の 安定編

第4編 町民生活の安定編

武力攻撃事態等において、町民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に町民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

1 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置

町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

第2章 避難町民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

2 就労状況の把握と雇用の確保

町は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

町は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、町内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

町は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

1 被害状況の把握

町は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

町は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難町民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、2次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

町は、応急復旧の措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、

県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

5 業務の継続

町は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。